

京都市教育委員会教育長告示第4号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市青少年科学センターを次のとおり臨時に開館します。

平成17年5月30日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に開館する日	平成17年7月28日、平成17年8月4日、同月11日、同月18日及び同月25日
----------	---

(青少年科学センター市民科学事業課)